学 人 第 8 0 9 号 平成17年 2月21日

各 (公立小・中・高等学校長) 音・聾・養護学校長 市町村教育委員会教育長 教育振興事務所長)

> 岐阜県教育委員会 学校人事課長

児童生徒等に関する個人情報の適正な取扱いについて(通知)

県教育委員会では、「真に子どもたちの幸せを願う教育」の実現のため、児童生徒が安心して通うことができる信頼される学校づくりに取り組んでおり、個人情報の取扱いについても適正に管理することが重要であります。このため、平成15年11月4日付け「情報モラル等の徹底について」や平成17年1月18日付け「懲戒処分の指針について(別紙)」を通知するとともに、各市町村教育委員会や各学校においては個人情報に関する事故の未然防止に努めていただいているところです。

こうした中で、先般も車上ねらいによる児童生徒の個人情報の流出の事故が発生しました。このことは、児童生徒や保護者、県民の方々からの教育への信頼を著しく損なうものであり、事態を重く受け止めています。

つきましては、貴管内(所属)の教職員に対し、あらためて下記事項に留意し、個人情報の適正な 取扱いについて徹底が図られるよう指導願います。

記

- 1 個人情報の取扱いについては、岐阜県個人情報保護条例などの関係法令の内容を遵守し、外部へ の漏洩がおきないよう最善の対策を講じること。
  - ・原則として、児童生徒等に関する個人情報を学校外に持ち出さないこと。
  - ・児童生徒名簿や住所録等を携帯する場合は、車上ねらい等の盗難に遭わないよう細心の配慮をすること。
  - ・ノートパソコンのハードディスクには個人情報を保存せず、外部記憶装置に保存すること。
  - ・個人情報を保存しているパソコン内のデータには、パスワードをかけるなどして保護の徹底を図 ること。
- 2 日常の業務において、個人情報の収集や外部への利用・提供が適正に行われているかを確認すること。
  - ・備付表簿、指導記録のファイル、テスト類等の個人情報の保管や処理を確実に行うこと。
  - ・個人情報を収集する場合には、利用目的を明らかにし、必要な情報のみを収集すること。
  - ・個人情報を外部へ提供する場合には、提供先に対して使用に係る制限を課したり、適正な取扱い についての必要な措置を要求すること。
- 3 個人情報の流失等の事故が発生した場合には、二次被害防止のための事後措置を適切に行うこと。
  - ・関係諸機関へ報告するとともに、児童生徒等への被害防止のための対応に最善を尽くすこと。